

平成24年度から、補助金の支援制度が大きく変わりました

間伐の遅れなどにより依然として危機的な状況にある日本の森林を再生させるための抜本的改革を行う「森林・林業再生プラン」が平成24年度から実行に移されています。徹底的な施業集約化と路網整備により、施業コストを低減させ、より収入につながる間伐を実施し、持続的な森林経営を確立させ、10年後には木材自給率50%を目指すものです。

間伐支援制度も、新しく「森林管理・環境保全直接支払制度」に変わりました。

新制度変更に伴い、新しく何をしなければならないか？

補助金制度（間伐の場合）を活用するためには、具体的に何をしなければならなくなったのでしょうか？重要なポイントは次のとおりです。

ポイント1

新しく

「森林経営計画」

の作成・認定が必要です。



森林所有者又は森林経営の受託者が、面的なまとまりを持った森林について、森林施業、森林の保護、路網整備等に関する計画を作成し、市町村長等の認定を受けます。（森林経営計画を作成する際は、単独で作成することも複数の森林所有者や森林経営の受託者が共同して作成することもできます。）

ポイント2

事前計画

の作成・提出が必要です。

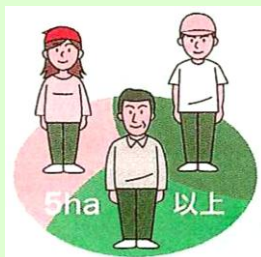


間伐・作業道の開設を実施する前に、実施予定箇所、事業量、林内路網の状況・計画などを記載した「事前計画」を作成し、県に提出します。

ポイント3

5ha以上

の間伐施業実施面積が必要です。



5ha以上間伐施業実績面積が必要なため、場合によっては、複数の森林所有者の森林を取りまとめる必要があります（施業の集約化）。

ポイント4

平均

10m³/ha以上

の木材の搬出間伐が必要です。



平均10m³/ha以上の搬出間伐が必要となりました。部分的に搬出できない箇所があってもかまいませんが、伐り捨て間伐のみは対象外となります。

Check 1

効果的な搬出間伐には、施業集約化と路網整備が欠かせません。

施業の集約化

適切な路網の整備・作業の機械化

- 低コストで効率的な作業により、より収入につながる間伐
- 路網整備により次の間伐にもつながる

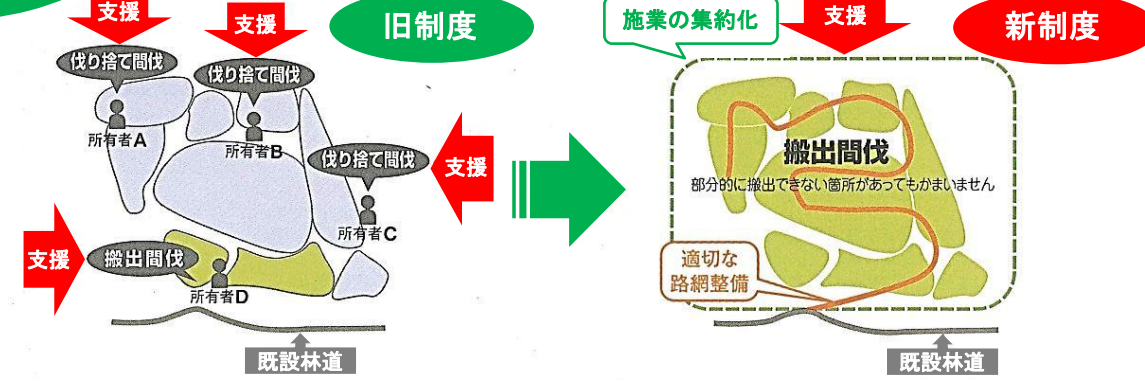
間伐が進み地域の森林・林業が元気になる

旧制度から新制度への主な変更点

	林 齢	事前計画	搬出に関する条件	対 象
旧制度	7 齢級 (35年生)まで (団地間伐等は9 齢級)	必要なし	●搬出は必須条件でない ●伐採木の搬出材積とは関係なしに、面積当たりの単価を適用	●小規模で分散している森林所有者 ●必ずしも計画的に行われていない森林施業に対してもまんべんなく補助

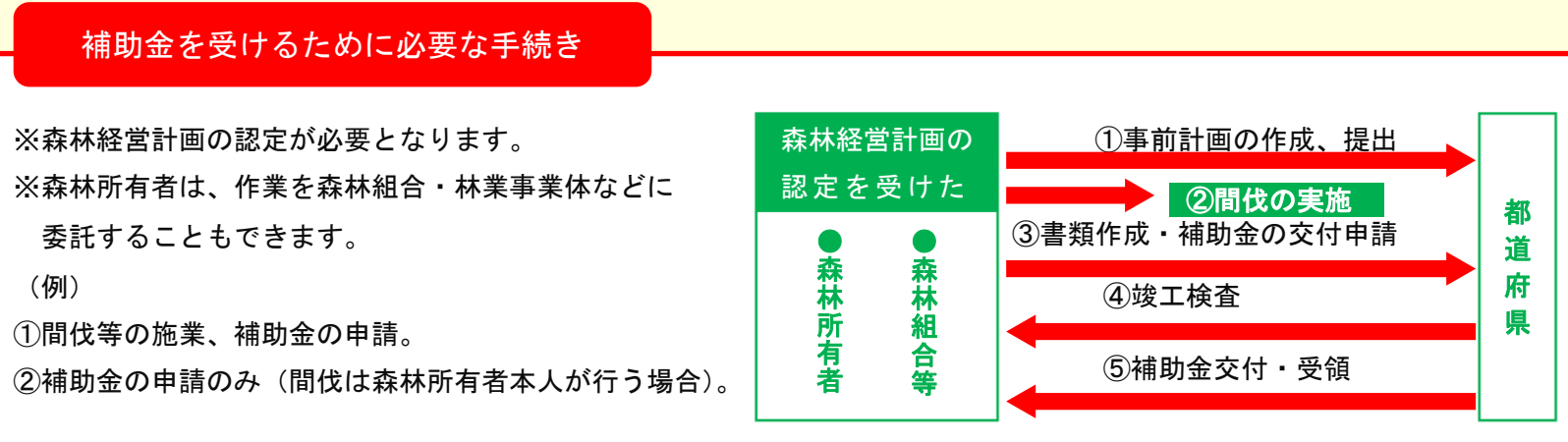
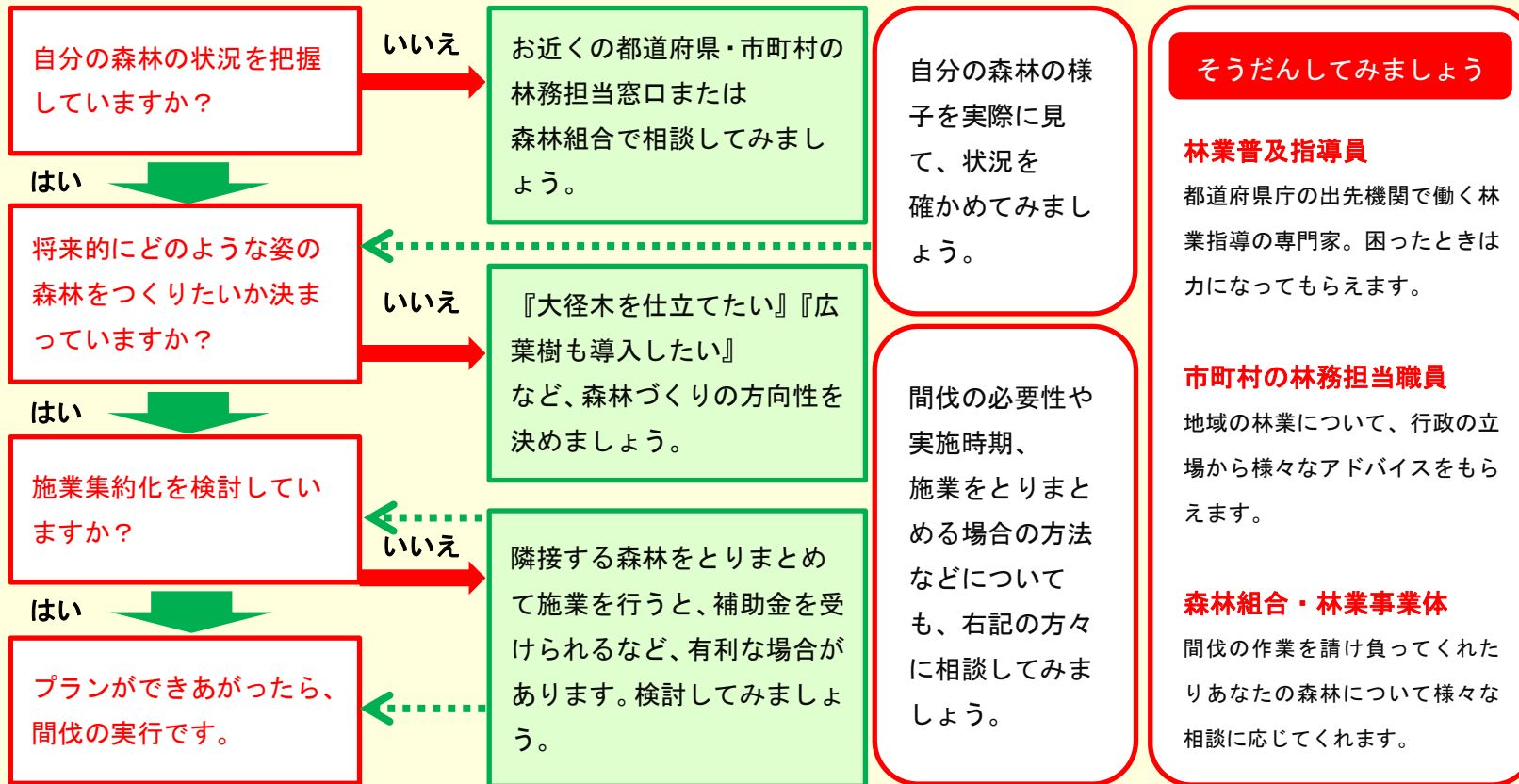
	林 齢	事前計画	搬出に関する条件	対 象
新制度	12 齢級 (60年生)まで ※61年生以上については要相談	事前計画の作成・提出が必要	●搬出間伐を実施する場合に支援 ●搬出材積の平均が10m ³ /ha以上 ●搬出材積に応じて助成単価を設定	●複数の森林所有者を取りまとめるなどした5ha以上の施業実施面積 ●森林経営計画の認定を受けたものに直接支援
	平成23年度まで	森林施業計画対象森林	又は 特定間伐等促進計画対象森林	かつ 集約化実施計画対象森林
	平成24年度	森林経営計画対象森林	又は 森林施業計画対象森林	かつ 特定間伐等促進計画対象森林
	平成25年度から	森林経営計画対象森林		

Check 2 パラバラだった森林所有者・施業、それに対する支援を、一体的に行うようにします。



こんな流れで間伐をすすめてみましょう

いざ間伐をしようと思っても、何から手をつけていいのかわからない。そんな場合には、まず次のようなことを確認して頼もしい専門家に相談してみましょう。きっと、より良い方法が見つかるはずです。



森林経営計画作成するにあたって

利 点	欠 点
<ul style="list-style-type: none"> 補助金制度を利用することができる。（造林・下刈りは0.1ha以上、間伐は5ha以上）（注1） 集約化によるコスト削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画の認定に必要な間伐を計画的に実施する必要がある（5ヵ年単位での計画）。 間伐を実施し補助金を受けた森林は、6年間主伐できない。 主伐に関して上限が設定される。

→ 遵守できない場合、当計画内に於ける全補助金返還

（注1） 間伐については、前面のポイント2～4が必要

森林経営計画について

要 点

平成24年度より、まとまった森林（団地）ごとの森林経営計画（5ヵ年分）を作成し、それに基づく形で施業を実施していかなければならない。

森林経営計画の作成には2種類ある。

① 森林経営計画の作成を森林組合に委託する方法。

- ・組合と森林経営委託契約書の締結を行い、作業を行う。（組合受託）
- ・森林組合と森林経営計画に関する協定を行い、自己労働で作業を行う。（共同）
- ・補助金申請は森林組合で調整して申請を行う。
- ・個人の計画箇所は今後、聞き取り調査を実施する。

② 自分で森林経営計画を作成する方法。（属人）

- ・この場合、1つの団地は100ha以上なければならない。
- ・共同と複合して計画を作成することは可能。
- ・基本的に補助金の申請は、山林所有者自らが行う。

組合としては、上記①で執り行いたいと考えております。この計画は、人工林面積の施業実施要件を満たす形でなければならないので、過去に施業が未実施の箇所又は、施業を行って相当年経過した山林については、伐採計画をお願いする場合がございます。

支援対象となる作業（※対象となる林齢は変更となる場合があります）

●地拵え、植栽等	●除伐等（25年生以下）
●下刈り（6年生以下）	●付帯施設等整備（防護柵等）
●間伐（60年生以下）	●森林作業道整備

ご不明な点等ございましたら下記までご連絡ください。

西諸県農林振興局（林務課）	TEL 0984-23-4725
小林市役所（農林振興課）	TEL 0984-23-0333
須木庁舎（地域整備課）	TEL 0984-48-3111
野尻庁舎（地域整備課）	TEL 0984-44-1100
えびの市役所（畜産農林課）	TEL 0984-35-1111
高原町役場（農政畜産課）	TEL 0984-42-2111
西諸地区森林組合	TEL 0984-22-7876

お問合せ先